

# 第86期定時株主総会招集ご通知

<b>日時</b>	2020年6月24日(水) 午前10時
<b>場所</b>	東京都昭島市拝島町4017-3 フォレスト・イン昭和館2階 「シルバンホール」

## ご案内

### ■お土産の廃止について

本年より、ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

### ■新型コロナウイルス感染症対応について

- ・株主総会当日の運営と事前行使のお願い
- ・懇談会の中止
- ・ライブ中継についてのご案内

上記の詳細は、3-4頁に掲載しておりますのでご覧ください。

## 目次

第86期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役1名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
事業報告	13
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
4. 会計監査人の状況	
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29

# フォスター電機株式会社

〈証券コード 6794〉

2020年6月1日

株主各位

東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号

**フォスター電機株式会社**

代表取締役社長 吉澤博三

## 第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

なお、株主様は当日の株主総会の様子を、インターネットによるライブ中継にてご視聴いただけます。

議決権行使につきましては、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、5頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2020年6月23日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市拝島町4017-3  
フォレスト・イン昭和館 2階 「シルバンホール」

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 1 第86期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第86期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件  |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

## 4. その他

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として本株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.foster.co.jp/investors/shareholder\\_info/meeting.html](https://www.foster.co.jp/investors/shareholder_info/meeting.html)) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。
  - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (4) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (5) 当日、当社役職員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。
- (6) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<https://www.foster.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。なお、英文による招集ご通知は (<https://www.foster-electric.com/investors/meeting/index.html>) に掲載しております。

以上

## 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本年は感染の回避をご優先いただきたく、株主総会当日のご来場の見合わせのご検討をお願いいたします。議決権行使につきましては、書面またはインターネット等による議決権行使を強く推奨いたします。

議決権行使についてのご案内は5頁から6頁をご覧ください。

株主様は株主総会の当日の様子をインターネットによるライブ中継にてご視聴いただけます。視聴方法につきましては、4頁の**ライブ中継についてのご案内**をご覧ください。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

### 株主総会の運営について

- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様の体温を計測させていただきます。体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただく場合がございます。
- ・会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。
- ・会場では、当社役員及びスタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本株主総会後の懇談会は中止いたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.foster.co.jp/>) においてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

# ライブ中継についてのご案内

## 株主総会のライブ中継について

当日はライブ中継を実施いたしますので、会場にご来場いただくことなく、株主総会の様子をご視聴いただけます。

撮影は会場後方からのみ行い、ご出席株主様の容姿は映らないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、総会会場でご質問、ご発言される株主様の音声はライブ中継によって中継されます。あらかじめご了承ください。

2020年6月24日午前10時から株主総会が終了するまでライブ中継する予定です。

以下のウェブサイトからご視聴ください。

ライブ中継URL	<a href="https://foster.webcdn.stream.ne.jp">https://foster.webcdn.stream.ne.jp</a>
パスワード	省略

視聴の際には上記、URL、パスワードの他に**株主番号等が必要**です。株主番号は議決権行使書に記載されています。

### ご注意事項

- ・音声は日本語のみとなります。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・当社ウェブサイトやライブ中継をご視聴いただくための通信料につきましては、各個人のご負担となります。
- ・快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.foster.co.jp/>) にてお知らせいたします。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）

**場所** 東京都昭島市拝島町4017-3 フォレスト・イン昭和館

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年6月23日（火曜日）午後5時15分到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年6月23日（火曜日）午後5時15分まで

同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

- ① インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ② パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

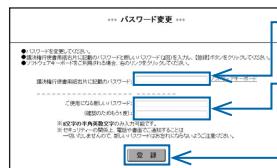
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様におかれましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

### お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの  
操作方法等に関するお問い合わせ

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

上記以外の株式に関する  
お問い合わせ

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、企業価値の向上を経営課題とし、業績に対応した利益配分と長期的な視野に立った内部留保の充実との調和を図りながら、総合的に株主利益の向上を図ることを基本方針といたしております。

当期の期末配当金につきましては、業績に対応した利益還元並びに株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり15円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金1株当たり20円（普通配当15円、創業70周年記念配当5円）と合わせて、1株当たり35円となります。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 15円      総額      342,065,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2020年6月25日

## 第2号議案

## 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 <p>ごとう やすひろ 後藤 康浩 (1958年9月18日生)</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p><b>男性</b></p> <p>■取締役会出席率 100% (13回中13回)</p>	<p>1984年 4月 株式会社日本経済新聞社入社 1988年 9月 バーレーン支局駐在 1990年 1月 ロンドン（欧州総局）駐在 1992年 9月 東京本社産業部 1997年 9月 北京（中国総局）駐在 2000年 9月 東京本社産業部編集委員 2002年 3月 論説委員兼日経CNBCキャスター 2008年 3月 編集局アジア部長 2010年 4月 編集委員 2016年 3月 株式会社日本経済新聞社退社 2016年 4月 亜細亜大学都市創造学部教授（現任） 2017年 6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 亜細亜大学都市創造学部教授</p>	500株

### 【社外取締役候補者とした理由】

同氏は、元日本経済新聞社の論説委員、編集委員及び現大学教授として、特にアジア経済や産業論などに造詣が深く、これまでの経験から培われた専門的な知見を有しております。これに基づき、社外監査役として当社の経営に有益なご意見をいただいております。今後は社外取締役として、専門的な視点を活かし、当社の持続的な成長及び企業価値向上の実現に適切な人材と判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行されるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者 後藤康浩氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 後藤康浩氏は、当社の社外監査役であり、就任してからの年数(本定時株主総会終結の時まで)は、3年であります。なお、同氏は、本定時株主総会終結の時をもって、社外監査役を辞任する予定であります。  
4. 取締役会出席率は、社外監査役として出席した取締役会を対象としております。  
5. 後藤康浩氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度にいたします。  
6. 当社は、後藤康浩氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案

### 監査役3名選任の件

監査役 井野拓磨氏及び鈴木 隆氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、監査役 後藤康浩氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	属性	取締役会出席率 (出席状況)	監査役会出席率 (出席状況)	就任 年数
1	井野拓磨	男性	再任 社外 独立	100% (13回中13回)	100% (8回中8回)	8年
2	鈴木隆	男性	再任 社外 独立	100% (13回中13回)	100% (8回中8回)	4年
3	木本聡子	女性	新任 社外 独立	—	—	—

新任 新任監査役候補者
 再任 再任監査役候補者
 社外 社外監査役候補者
 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p>いの たく ま <b>井野拓磨</b> (1945年7月25日生)</p> <p>再任 社外 独立 男性</p> <p>■取締役会出席率 100% (13回中13回) ■監査役会出席率 100% (8回中8回)</p>	<p>1970年 4月 国税庁調査査察部調査課 2000年 6月 国税庁徴収部長 2001年 6月 関西国際空港株式会社常務取締役 2004年 6月 宝酒造株式会社常勤監査役 2005年 6月 同社常務取締役 2010年 7月 井野拓磨税理士事務所開設（現任） 2012年 6月 当社常勤社外監査役 2016年 6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 井野拓磨税理士事務所所長</p>	3,300株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 井野拓磨氏は、長年にわたる税務行政及び企業経営に携わった豊富な経験と、その経歴を通じて培われた税務、財務及び会計に関する相当の知見を活かして当社の監査役監査体制及び監査の質の向上に貢献していただいております。また、経営からの独立性も高いと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 <p>すずき たかし 鈴木 隆 (1962年9月15日生)</p> <p>再任 社外 独立 男性</p> <p>■取締役会出席率 100% (13回中13回)</p> <p>■監査役会出席率 100% (8回中8回)</p>	<p>1988年 4月 弁護士登録 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所 (現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 所属</p> <p>1996年 1月 鈴木隆法律事務所開設</p> <p>1999年 6月 濱田・松本法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) パートナー</p> <p>2003年 9月 京総合法律事務所パートナー (現任)</p> <p>2006年10月 株式会社マネーパートナーズ (現 株式会社マネーパートナーズグループ) 社外監査役</p> <p>2008年 5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社 (現 株式会社マネーパートナーズ) 社外監査役</p> <p>2015年 6月 株式会社マネーパートナーズグループ社外取締役 (監査等委員)</p> <p>2015年 8月 タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員 (現任)</p> <p>2016年 6月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 京総合法律事務所パートナー タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員</p>	400株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>鈴木 隆氏は、弁護士としての経験が豊富であり、特に証券・金融及び企業法務全般に関する相当の知見を有しており、企業法務の専門家としての立場から、高度な法的アドバイスをいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスの強化が期待できると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社は上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行され、監査の質向上に貢献されるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 <p>きもと さとこ 木本 聡子 (1960年4月12日生)</p> <p>○新任 ○社外 ○独立 ○女性</p>	<p>1983年 4月 国税庁調査査察部調査課 2007年 7月 関東信越国税局課税第一部長 2008年 7月 仙台国税局総務部長 2010年 7月 国税庁課税部課税総括課消費税室長 2011年 7月 国税庁長官官房企画課情報技術室長 2014年 7月 独立行政法人国立印刷局理事 2018年 7月 名古屋国税不服審判所長 2020年 4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>木本聡子氏は、長年にわたり税務行政の分野で培ってきた税務や財務、会計に関する相当の知見と経験を有しており、また、経営からの独立性も高いことから、客観的で中立的な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 上記各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 井野拓磨氏、鈴木 隆氏及び木本聡子氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
3. 井野拓磨氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 鈴木 隆氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、井野拓磨氏及び鈴木 隆氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。また、木本聡子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度にいたします。
6. 当社は、井野拓磨氏及び鈴木 隆氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、木本聡子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 《ご参考1》指名諮問委員会について

当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会を設置しております。同委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しております。また、社外役員の独立性についても審議しております。

本議案におけるすべての候補者は、同委員会による審議を経ております。

#### 《ご参考2》社外役員の独立性基準について

当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

以上

# 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米中貿易摩擦に代表される保護主義化の流れに影響され混沌とした状況が続きました。さらに年度終盤にかけて、新型コロナウイルス感染拡大により世界各地で経済活動が停滞しました。

当社グループが属する電子部品業界においても、スマートフォン用や自動車用の部品需要が漸減する中、新型コロナウイルス感染拡大の影響から供給、需要の両面において大きな打撃を受けました。一方で、技術変化が加速し、環境対応への要求が厳しくなる中、5Gや次世代自動車に代表される新しい領域での新技術が、今後の部品需要を増加させるものと期待されています。

こうした中、当社グループは、引き続き主要顧客向けヘッドセットビジネスの見直しを図り、車載ビジネスを中心におく事業変革を推進しました。組織面では、市場変化に迅速に対応するため事業本部制から機能別組織に移行しました。生産面では、米国でのスピーカ自動化生産に向けて取り組みました。また、新規ビジネスを展開するため、ベトナムでの新製品立ち上げを着実に進めました。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、従業員や地域の安心・安全を最優先課題として取り組むと同時に、サプライチェーンの寸断リスクに対処しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大は、中国工場の操業停滞による生産の減少及び欧米での需要の落ち込みをもたらし、当社グループの業績に多大な影響を与えました。

以上の結果、当期連結業績における売上高は、前期比23.5%減の107,298百万円（前期売上高140,303百万円）となりました。営業利益は前期比47.6%減の2,064百万円（前期営業利益3,937百万円）、経常利益は前期比39.8%減の2,599百万円（前期経常利益4,318百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、土地建物や投資有価証券の売却益を計上した一方で、減損損失等を計上したため、1,565百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失2,026百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

### スピーカ事業

世界的に新車販売台数が減少傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による中国工場の操業停滞や需要の落ち込みにより、車載用スピーカ・スピーカシステムの販売が減少したため、売上高が63,955百万円（前期比9.2%減）、営業利益が2,571百万円（前期比40.8%減）となりました。

## モバイルオーディオ事業

中国系スマートフォンメーカー向けヘッドセットの販売数量が伸びた反面、スマートフォン市場がマイナス成長であったことや主要顧客向けヘッドセットの販売数量が減少したことから、売上高が37,059百万円（前期比42.0%減）、営業損失が187百万円（前期営業損失670百万円）となりました。

## その他事業

小型音響部品や「フォステクス」ブランドの製品を含むその他の売上高は6,454百万円（前期比3.7%増）となりました。営業損益は、自動化生産ラインの開発費を計上したことから、320百万円の損失（前期営業利益265百万円）となりました。

(注) スピーカ事業	車載用スピーカ・スピーカシステム、薄型テレビ用スピーカ・スピーカシステムや、オーディオ用等のスピーカ製品の製造・販売
モバイルオーディオ事業	携帯電話用ヘッドセット、ヘッドホン、小型スピーカ、業務用マイクロホン等のモバイルオーディオ製品の製造・販売
その他事業	警報音用等のブザー・サウンダ等の小型音響部品、「フォステクス」ブランドの製品の製造・販売並びに物流サービス等の提供

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中における設備投資額は4,328百万円でした。主な投資は、ベトナムでの新製品生産設備や米国でのスピーカ自動化生産設備でした。

これらの所要資金につきましては、自己資金、借入金をもって充当しました。

### (3) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりマイナス成長が予想される等、極めて厳しい状況下にあります。

当社グループが属する電子部品業界も、自動車会社の生産休止や行動制限による工場の稼働率低下を余儀なくされています。一方で、AI、5G、次世代自動車関連等の新技術の産業化に伴い電子部品の中長期需要は成長トレンドにあります。

以上のような情勢下、当社グループは、従業員、お取引先様及び地域等の安心・安全を第一に、新型コロナウイルスの感染拡大を防止します。またサプライチェーン寸断リスクに対処するため、お取引様との連携をより密にし、製品の安定供給に努めます。

中期的には、「未来社会に音で貢献する」をビジョンとして掲げ、「音に関わる製品やソリューションを通して、世界中により快適な生活やコミュニケーションの喜びを提供し社会から期待される企業になる」ことをミッションとし、市場変化に果敢に挑戦し業界での地位を確固たるものにするとともに、グローバル企業としてさらなる事業の充実と企業価値の向上を図りながら、持続的な成長を実現するための体制作りを推進します。

これらを実現するために、品質経営を推進し、利益重視の長期成長を目指します。また、中期的な経営目標として連結ROE10%超を掲げ、資産、資本効率を上げていきます。製品戦略としては、当社グループの強みをより活かすために、環境対応、高付加価値の追求を図ります。今後の当社事業の主軸となる車載用では、さらなる差別化を図り、自動運転時代に向けた車室内音響装置の新しい提案をしていきます。加えて新たな技術の潮流をビジネスチャンスとして活かすために、「ヒトづくり」、「モノづくり」そして「コトづくり」をより強力で推進し、新市場の開拓・新製品の開発に積極的に取り組みます。そして、キャッシュ・フロー経営をベースに、グローバル生産・供給体制の最適化を図り、機械化・省力化をさらに推し進め、コスト競争力の強化を図ります。

以上を踏まえ、「“車載”品質の追求、利益率の向上、車載関連ビジネスを中心におく事業・意識変革の断行」を今年度の基本方針とし、社内スローガンを「変化への挑戦の年」と定め、この危機をチャンスにシェアの拡大を図り、企業体質の継続的改善活動をさらに進化させ改革を進めます。

具体的な方策としては、「車載業務品質の浸透と徹底」、「製造体制の強化」、「グローバル人材育成」、「市場変化への対応」を実行し、当社グループ全体のあらゆる業務の改革・改善に努めます。そしてESG経営を推し進め、社会や市場の中で信頼され、必要とされる企業となるための努力を着実に続けていき、持続的な成長に向け取り組んでいきます。

株主の皆様には、今後ともよろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	2016年度 第 83 期	2017年度 第 84 期	2018年度 第 85 期	2019年度 第 86 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		160,896	184,800	140,303	107,298
経 常 利 益 (百万円)		3,017	9,062	4,318	2,599
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		1,088	4,265	△2,026	1,565
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)		41.16	165.78	△83.21	69.15
総 資 産 (百万円)		102,409	100,870	91,271	80,825
純 資 産 (百万円)		63,901	66,792	59,294	58,995
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		2,316.09	2,412.06	2,404.10	2,369.46

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	2016年度 第 83 期	2017年度 第 84 期	2018年度 第 85 期	2019年度 第 86 期 (当期)
売 上 高 (百万円)		117,059	132,723	90,345	59,284
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)		654	438	1,427	△2,053
当 期 純 利 益 (百万円)		933	504	772	338
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		35.31	19.61	31.72	14.95
総 資 産 (百万円)		61,054	59,369	52,411	42,093
純 資 産 (百万円)		31,401	30,790	25,808	25,050
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		1,220.44	1,196.71	1,141.61	1,103.85

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスター運輸株式会社	百万円 40	100.0	運送業、倉庫管理及び車輛整備	東京都 青梅市
フォスター電子株式会社	百万円 10	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	東京都 中野区
フォスター エレクトリック Co.,(ホンコン)Ltd.	千香港ドル 100,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の製造・販売	中国 (香港)
広州豊達電機有限公司	千人民元 30,000	(間接所有) 100.0	中国国内へのスピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	中国
豊達電機(南寧)有限公司	千人民元 91,316	(間接所有) 100.0	モバイルオーディオ製品の製造	中国
豊達音響(河源)有限公司	千人民元 51,141	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	中国
豊達電機台湾股份有限公司	千ニュー台湾ドル 50,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	台湾
フォスター トレーディング Co.,(ホンコン)Ltd.	千米ドル 100	100.0	清算手続中	中国 (香港)
フォスター エレクトリック(シンガポール)Pte. Ltd.	千米ドル 5,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	シンガポール
PT フォスター エレクトリック インドネシア	千米ドル 9,550	(間接所有) 100.0	清算手続中	インドネシア
フォスター エレクトリック(ティラワ)Co.,Ltd.	千米ドル 7,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	ミャンマー
フォスター エレクトリック(タイランド)Ltd.	千タイバーツ 10,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の販売	タイ
FSK (タイランド) Co., Ltd.	千タイバーツ 20,000	100.0	スピーカ部品の製造・販売	タイ

会社名	資本金	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスター エレクトリック(ベトナム)Co.,Ltd.	千米ドル 29,000	100.0	モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ダナン)Co., Ltd.	千米ドル 2,446	(間接所有) 100.0	モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(クアンガイ)Co.,Ltd.	千米ドル 1,000	(間接所有) 100.0	モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(バクニン)Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ユー.エス.エー.), Inc.	千米ドル 18,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の輸入販売	アメリカ
フォスター エレクトリック(ヨーロッパ)GmbH	千ユーロ 4,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の輸入販売	ドイツ
ESTec コーポレーション	百万ウォン 5,455	64.1	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	韓国
ESTec ジャパン株式会社	百万円 60	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	東京都 三鷹市
ESTec Electronics (JIAXING)Co.,Ltd.	千米ドル 7,050	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	中国
ESTec Electronics (M) Sdn.Bhd.	千米ドル 700	(間接所有) 64.1	清算手続中	マレーシア
ESTec VINA Co.,Ltd.	千米ドル 9,020	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec Phu Tho Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 64.1	モバイルオーディオ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec Corporation (Cambodia)Ltd.	千米ドル 3,000	(間接所有) 64.1	清算手続中	カンボジア
ESTec America Corporation	千米ドル 50	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	アメリカ

- (注) 1. ESTec ジャパン株式会社、ESTec Electronics (JIAXING) Co.,Ltd.、ESTec Electronics (M) Sdn.Bhd.、ESTec VINA Co.,Ltd.、ESTec Phu Tho Co.,Ltd.、ESTec Corporation(Cambodia)Ltd.、ESTec America Corporationの株式はESTec コーポレーションが100%保有しています。
2. 2019年10月、フォスター エレクトリック(ティラワ)Co.,Ltd.は、1,800千米ドル増資を行い、資本金が7,000千米ドルになりました。
3. 2020年1月、PT フォスター エレクトリック インドネシアは、10,000千米ドル減資を行い、資本金が9,550千米ドルになりました。

## (6) 主要な事業内容

電子機器、音響機器及びその部品の製造、輸出入並びに販売

## (7) 主要な営業所及び工場

### ① 当社の営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都昭島市
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市
静 岡 オ フ ィ ス	静岡県静岡市

### ② 重要な子会社の主要な営業所及び工場

前記 (5) **重要な子会社の状況**をご参照ください。

## (8) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人数

使用人数(名)	前期末比増減(名)
20,677	4,924減

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。  
2. 上記の使用人数にはフォスター エレクトリックCo., (ホンコン) Ltd.が製造を委託しております広州市番禺区旧水坑豊達電機廠の使用人数2,318名を含んでおります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
490	3増	44.8	16.1

- (注) 使用人数には、臨時雇用者（パートタイマー等）を含みません。  
なお、当期中における臨時雇用者の平均雇用人員数は82名であります。

## (9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額(百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,657
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,410
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	676

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,000,000株 (自己株式 3,195,624株を含む)
- (3) 総株主の議決権の数 227,941個
- (4) 株主数 5,660名 (前期末比 1,030名減)
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,799	7.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,284	5.63
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,016	4.45
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	973	4.27
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	945	4.14
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 4 4	570	2.50
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 4 2	506	2.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	499	2.19
昭 和 飛 行 機 工 業 株 式 会 社	446	1.95
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	443	1.94

(注) 持株比率は自己株式 (3,195,624株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式110,664株を含んでおりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉澤博三	代表取締役社長	
成川敦	専務取締役 社長補佐 兼 グローバルコーポレートサポート本部長	
呂三鉄	専務取締役 製造統括	フォスター エレクトリック Co., (ホンコン) Ltd. 法人代表 フォスター エレクトリック (シンガポール) Pte.Ltd. 取締役社長
岸和宏	常務取締役 営業本部長 兼 営業統括	
白川英俊	取締役 フェロー	フォスター エレクトリック(ベトナム)Co.,Ltd. 取締役社長
松本実	取締役	松本実公認会計士事務所所長 株式会社ジャステック社外取締役 (監査等委員)
松田千恵子	取締役	東京都立大学経済経営学部教授兼同大学院経営学研究科教授 日立化成株式会社社外取締役 キリンホールディングス株式会社社外取締役 サトーホールディングス株式会社社外取締役
猪熊勉	常勤監査役	
井野拓磨	監査役	井野拓磨税理士事務所所長
鈴木隆	監査役	京総合法律事務所パートナー タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員
後藤康浩	監査役	亜細亜大学都市創造学部教授

- (注) 1. 松本 実氏及び松田千恵子氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 井野拓磨氏、鈴木 隆氏及び後藤康浩氏は、社外監査役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 猪熊 勉氏は、金融機関での経験及び当社で経理・財務を相当の期間担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役 井野拓磨氏は、長きにわたる税務行政経験を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役 鈴木 隆氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、当社定款の定めに基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 218百万円 (うち社外取締役 2名 14百万円)

監査役 4名 39百万円 (うち社外監査役 3名 21百万円)

- (注) 1. 上記金額には、連結子会社からの報酬を含みます。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第72期定時株主総会において、取締役 年額300百万円以内（但し、使用人給与は含まない）、監査役 年額60百万円以内と決議いただいております。  
 3. 上記金額とは別に、社外取締役を除く取締役5名への業績連動型株式報酬として19百万円を費用計上しております。本株式報酬は、2017年6月22日開催の第83期定時株主総会において、上記1.とは別枠で決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況
取締役	松本 実	松本実公認会計士事務所所長 株式会社ジャステック社外取締役（監査等委員）
取締役	松田千恵子	東京都立大学経済経営学部教授兼同大学院経営学研究科教授 日立化成株式会社社外取締役 キリンホールディングス株式会社社外取締役 サトーホールディングス株式会社社外取締役
監査役	井野拓磨	井野拓磨税理士事務所所長
監査役	鈴木 隆	京総合法律事務所パートナー タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員
監査役	後藤康浩	亜細亜大学都市創造学部教授

(注) 各社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松本 実	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、公認会計士としての豊富な経験から培われた専門的見地から、取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	松田千恵子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と大学教授としての専門的見地から取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	井野拓磨	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会8回のうち8回に出席し、主に税務行政や企業経営を通じて培われた知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	鈴木 隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会8回のうち8回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。
監査役	後藤康浩	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会8回のうち8回に出席し、経済学者として主にアジア経済に関する専門的な見地から発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 40百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 43百万円  
(注) 1.当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等にはこれらの合計額を記載しております。  
2.当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表した「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき策定した監査役監査基準を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>59,952</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,783</b>
現金及び預金	14,770	支払手形及び買掛金	7,390
受取手形及び売掛金	14,852	短期借入金	2,138
電子記録債権	293	1年内返済予定の長期借入金	1,766
有価証券	10,098	未払金	2,782
製品	11,856	未払法人税等	646
原材料	4,342	未払費用	1,739
仕掛品	1,293	賞与引当金	549
貯蔵品	131	その他の	770
未収入金	921	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,047</b>
その他の	1,424	長期借入金	2,637
貸倒引当金	△31	繰延税金負債	633
<b>固 定 資 産</b>	<b>20,872</b>	退職給付に係る負債	63
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>17,980</b>	役員退職慰労引当金	16
建物及び構築物	8,127	株式給付引当金	121
機械装置及び運搬具	5,382	資産除去債務	249
工具器具及び備品	1,787	その	323
土地	1,435	<b>負 債 合 計</b>	<b>21,830</b>
建設仮勘定	1,247	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>217</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>55,335</b>
ソフトウェア	98	資本金	6,770
その他の	118	資本剰余金	7,957
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,675</b>	利益剰余金	45,696
投資有価証券	1,297	自己株式	△5,089
長期前払費用	112	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,563</b>
退職給付に係る資産	715	その他有価証券評価差額金	126
繰延税金資産	263	為替換算調整勘定	△1,281
その他	286	退職給付に係る調整累計額	△409
<b>資 産 合 計</b>	<b>80,825</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>5,224</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>58,995</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>80,825</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		107,298
売上原価		92,611
<b>売上総利益</b>		<b>14,687</b>
販売費及び一般管理費		12,623
<b>営業利益</b>		<b>2,064</b>
営業外収益		
受取利息	287	
受取配当金	406	
雑収入	412	1,106
営業外費用		
支払利息	128	
為替差損	273	
雑損	168	571
<b>経常利益</b>		<b>2,599</b>
特別利益		
固定資産売却益	2,952	
投資有価証券売却益	882	
国庫補助金	298	4,133
特別損失		
減損損	2,529	
特別退職金	956	3,485
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>3,247</b>
法人税、住民税及び事業税	1,018	
法人税等調整額	89	1,108
<b>当期純利益</b>		<b>2,139</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		574
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,565</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>25,059</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,170</b>
現金及び預金	2,741	買掛金	11,103
受取手形	5	短期借入金	200
電子記録債権	175	1年内返済予定の長期借入金	1,275
売掛金	9,117	未払金	686
有価証券	6,999	未払法人税等	254
製品	3,178	未払費用	172
原材料及び貯蔵品	154	前受金	0
前払費用	66	預り金	33
短期貸付金	2,363	賞与引当金	444
未収入金	256	その他の	0
その他の	2	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,872</b>
貸倒引当金	△0	長期借入金	2,093
<b>固 定 資 産</b>	<b>17,034</b>	株式給付引当金	121
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,215</b>	繰延税金負債	399
建物	2,068	資産除去債務	249
土地	128	その他の	7
建設仮勘定	19	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,043</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,818</b>	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
投資有価証券	1,025	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,932</b>
関係会社株式	12,639	資本金	6,770
長期貸付金	326	資本剰余金	7,957
前払年金費用	1,030	資本準備金	6,896
その他の	122	その他資本剰余金	1,060
貸倒引当金	△326	利益剰余金	15,293
<b>資 産 合 計</b>	<b>42,093</b>	利益準備金	373
		その他利益剰余金	14,919
		特別償却準備金	11
		別途積立金	4,700
		繰越利益剰余金	10,207
		自己株式	△5,089
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>118</b>
		その他有価証券評価差額金	118
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>25,050</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>42,093</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		59,284
売 上 原 価		57,154
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>2,130</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,052
<b>営 業 損 失</b>		<b>△2,921</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,414	
雑 収 入	88	1,503
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
為 替 差 損	279	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	326	
雑 損 失	20	634
<b>経 常 損 失</b>		<b>△2,053</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,706	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	882	3,588
特 別 損 失		
減 損 損 失	977	977
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>557</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	239	
法 人 税 等 調 整 額	△20	218
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>338</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

フォスター電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮下 淳 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォスター電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又

は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

フォスター電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋清兵衛 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮下 淳 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

フォスター電機株式会社 監査役会

常勤監査役 猪 熊 勉 ⑩

社外監査役 井 野 拓 磨 ⑩

社外監査役 鈴 木 隆 ⑩

社外監査役 後 藤 康 浩 ⑩

以上

# 第86期定時株主総会 会場ご案内図

## 開催日時

2020年6月24日(水)

午前10時開会

(受付開始予定：午前9時)

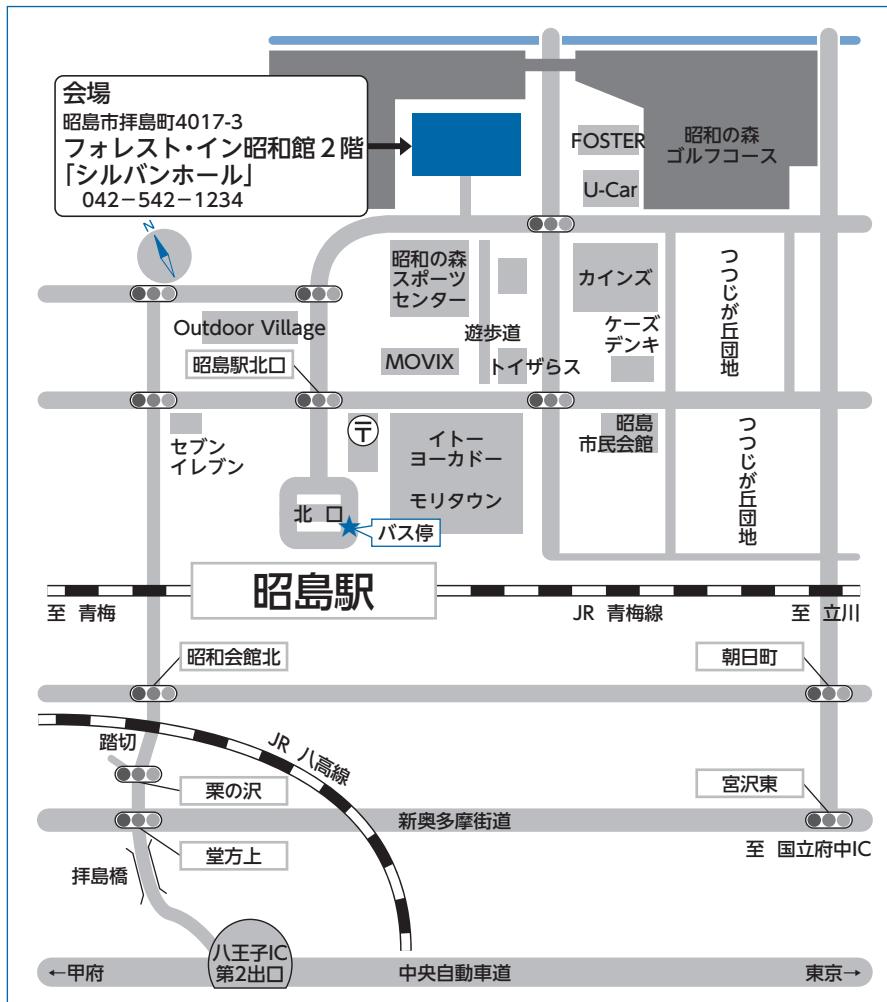
株主総会にご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 会場

東京都昭島市拝島町4017-3  
フォレスト・イン昭和館 2階  
「シルバンホール」



- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知をご持参ください。



## 交通のご案内

- JR東日本 青梅線昭島駅より徒歩約7分  
※「昭島駅」北口よりシャトルバスを運行しております。  
(昭島駅発9時10分、40分)
- お車で中央自動車道「八王子IC」より約20分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。